

火山防災強化市町村ネットワーク 令和7年度総会

- 1 火山防災強化市町村ネットワーク規約一部改正（案）・・・P 1
 - 2 令和6年度事業実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
 - 3 令和7年度事業計画（案）・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
 - 4 国の令和8年度予算編成に向けての火山防災強化市町村
ネットワーク要望事項（案）・・・・・・・・・・・・P 5
- 参考 火山防災強化市町村ネットワーク規約・・・・・・・・P 7

1 火山防災強化市町村ネットワーク規約一部改正（案）

新たに参画申込があった東京都利島村を別表に加えるものです。
これにより、参画市町村数は171となります。

火山防災強化市町村ネットワーク規約（令和6年7月25日施行）の一部を
改正する規約を次のように定める。

別表東京都の項中「大島町」の次に「、利島村」を加える。

付 則

この規約は、令和7年7月24日から施行する。

2 令和6年度事業実績

(1) 総会・要望活動等

〔国の予算編成に係る要望〕

- 令和6年 7月25日 令和6年度総会（書面開催）
8月5～6日 関係府省等への要望書提出
8月 6日 各府省等への要望（国土交通省、内閣府、気象庁）
気象庁（長官）への要望
内閣府（大臣政務官）への要望
財務省（主計局長）への要望

〔活動火山対策特別措置法（活火山法）改正を受けた活動〕

- 令和6年 6月12日 火山調査研究推進本部設立・火山防災加速化大会、文部科学大臣
に対し、自由民主党火山議連、火山防災強化推進都道府県連盟と
ともに要望
8月26日 『火山防災の日』制定記念イベントへ共催として参加

(2) 火山防災に係る知識・経験の蓄積

令和7年1月22日 研修会（オンライン）

① 講話：「2000年有珠山噴火における対応と地元自治体との連携」

（火山防災エキスパート 島田明夫 氏）

② 噴火に関する特別警報の緊急速報メールについて

- ・経過と鹿児島市の対応について（鹿児島県鹿児島市）
- ・気象庁防災情報XML電文を用いた鹿児島市への技術支援について（気象庁）

③ 参加市町村の取組紹介：「令和6年度霧島山（えびの高原 硫黄山）火山防災訓練（2024年）」

（宮崎県えびの市）

(3) 情報共有

① NEWSLETTERの発行

令和6年 4月 第25号 静岡県伊東市

伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画の策定について

6月 第26号 内閣府（防災担当）

「火山防災の日に係る取組」等について

- 8月 第27号 火山調査研究推進本部事務局
(文部科学省研究開発局地震火山防災研究課)
「火山調査研究推進本部」について
- 10月 第28号 鹿児島県三島村
令和5年度離島防災訓練(三島村)
- 12月 第29号 長野県木曾町
御嶽山の噴火から10年
- 令和7年 2月 第30号 北海道鹿部町
鹿部町を代表する自主防災組織の取り組み
- 3月 第31号 宮崎県えびの市
霧島山(えびの高原・硫黄山)火山防災訓練

② その他

- ・ 自由民主党火山議連総会等への出席・結果の共有
- ・ 火山防災強化推進都道県連盟による要望活動概要の共有
- ・ 鹿児島市火山防災スペシャリスト養成研修(11月)等の案内

※市町村ネットワークの事業等については、鹿児島市ホームページにおいても紹介

3 令和7年度事業計画（案）

(1) 総会・要望活動

令和7年7月24日 令和7年度総会（書面開催）

8月5～6日 要望活動（内閣府、気象庁等への要望書提出）

(2) 火山防災に係る知識・経験の蓄積

令和8年1月 令和7年度研修会（オンライン）

(3) 情報共有

① NEWSLETTERの発行（偶数月）

※令和7年度の実績

令和7年 4月 第32号 石川県白山市

白山（はくさん）の火山防災～「活火山である」との認識を～

6月 第33号 事務局（鹿児島市）

桜島火山防災研究所の設置と研究計画（第1期詳細）

② その他

随時、参画市町村の火山防災に関する取組等を共有

4 国の令和8年度予算編成に向けての 火山防災強化市町村ネットワーク要望事項（案）

要望項目「2 火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の継続的な確保に向けた支援」を一部変更、要望項目「緊急速報メールの元となるデータの改善」を取下げ、要望項目「4 火山活動対策の財源措置などの充実・強化」を一部変更、要望項目「8 大規模噴火発生時におけるガイドラインの作成」を「7 大規模噴火発生時におけるガイドラインの充実」に改めるものです。

1 火山の研究及び監視・観測体制の充実・強化

火山噴火による被害を最小限とするため、火山活動の解明・予測に向けた研究や、監視・観測体制の充実・強化を図るとともに、これらの取組がより一層推進されるよう、所要の予算の十分な確保を図ること。

2 火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の継続的な確保に向けた支援

火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の確保を市町村が行う場合の支援措置の拡充及び要件緩和を行うこと。

3 避難計画の策定及び幹線道路閉塞解消に向けた体制強化

それぞれの火山の特性に応じた被害想定調査を早急に実施し、それに即したハザードマップや県境をまたぐ広域避難も見据えた具体的な避難計画を関係自治体の意見を踏まえ、国が主導して作成・改訂すること。

また、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

4 火山活動対策の財源措置などの充実・強化

火山活動が活発な地域においては、降灰・火山ガス・水質汚濁等その対応に多額の経費を要しているため、特別交付税による財源措置などの充実・強化を図ること。

5 降灰対策に係る施策の検討

火山噴火は発生頻度が低いものの、ひとたび噴火が起こり、降灰に見舞われた場合、市町村はノウハウがない中で対応に追われることから、降灰による被害軽減のため、それぞれの火山の特性・地域の状況に応じた降灰除去や健康対策、防災営農などに関するマニュアルを作成すること。

また、大量の降灰に対しては、市町村単独による対策に限界があることから、除去に要する車両の確保を含めた降灰の除去をはじめ、火山灰の仮置き場や処分場の確保・調整等を盛り込んだ広域的な観点からの対策を検討すること。

6 避難路・退避壕の整備及び社会資本整備の国直轄の推進

火山地域の防災対策に万全を期するため、避難路・退避壕等の整備を拡充するとともに、火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業など「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。

7 大規模噴火発生時におけるガイドラインの充実

首都圏における広域降灰対策ガイドラインは、できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続することを基本として策定されたところであるが、火山によっては大規模噴火前の広域避難も想定されるため、車両通行制限の方法、有料道路の取扱い及びバスや鉄道による避難要領等について検討し、同ガイドラインを充実させること。

8 大規模噴火発生時における避難行動要支援者の避難先の確保・調整

大規模噴火時には、県境をまたいだ広域避難も想定されることから、医療機関や社会福祉施設における避難行動要支援者の避難先について、事業所や市町村による調整は困難かつ混乱を招く恐れがあるため、予め避難先の確保・調整が必要な市町村に対し、措置を講じること。

(名称)

第1条 この組織は、火山防災強化市町村ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 本ネットワークは、市町村における火山防災の強化推進を目的とする。

(事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市町村における火山防災の強化推進に係る要望活動に関すること。
- (2) 火山防災に係る知識・経験の蓄積と情報共有に関すること。
- (3) その他本ネットワークが特に定めること。

(組織)

第4条 本ネットワークは、別表に掲げる市町村の代表者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 本ネットワークに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 15名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、鹿児島市長とする。

- 2 副会長及び幹事は、会員の中から、会長が指名するものとし、その任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、本ネットワークを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代行する。
- 3 副会長及び幹事の任期が満了した場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第8条 本ネットワークの総会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

(総会の議事)

第9条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 市町村における火山防災の強化推進に係る要望内容

(2) その他会長が必要と認めた事項

(議事の運営)

第10条 総会は、会員の半数以上が出席することをもって開くことができることとし、やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会を開くことができない事態が生じた場合は、書面により、審議し、決定することができる。

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第11条 本ネットワークの事務を処理するため、事務局を鹿児島市に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めのあるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約は、令和2年7月14日から施行する。

付 則

この規約は、令和3年7月21日から施行する。

付 則

この規約は、令和4年7月22日から施行する。

付 則

この規約は、令和5年7月27日から施行する。

付 則

この規約は、令和6年7月25日から施行する。

別表（第4条関係）

北海道	函館市、釧路市、苫小牧市、千歳市、富良野市、登別市、伊達市、七飯町、鹿部町、森町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、新得町、足寄町、弟子屈町、白糠町
青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、鱒ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、大鱒町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村
岩手県	盛岡市、一関市、二戸市、八幡平市、滝沢市、雫石町
宮城県	栗原市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、藤里町、羽後町
山形県	山形市、米沢市、酒田市、上山市、遊佐町
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、喜多方市、二本松市、本宮市、大玉村、下郷町、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、西郷村
栃木県	日光市、那須塩原市、那須町
群馬県	沼田市、中之条町、長野原町、嬭恋村、片品村
東京都	大島町、新島村、神津島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村
神奈川県	相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町
新潟県	糸魚川市、妙高市
富山県	立山町
石川県	白山市
山梨県	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	松本市、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、王滝村、木曽町、小谷村
岐阜県	高山市、下呂市、白川村
静岡県	静岡市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、清水町、長泉町、小山町
長崎県	島原市、雲仙市、南島原市
熊本県	阿蘇市、高森町、南阿蘇村
大分県	別府市、竹田市、宇佐市、由布市、日出町、九重町
宮崎県	都城市、小林市、えびの市、高原町
鹿児島県	鹿児島市、垂水市、霧島市、三島村、十島村、湧水町、屋久島町